

平成 15 年 6 月 27 日

各 位

株式会社 リそなホールディングス

### 委員会等設置会社への移行、及び組織改正について

株式会社 リそなホールディングス（社長 川田 憲治）は、業務執行を決定・監督する機能と業務執行機能を分離することにより、経営の健全性、透明性を確保するとともに、業務執行の迅速性、機動性を高めるため、平成 15 年 6 月 27 日開催の定時株主総会決議により委員会等設置会社に移行いたしました。併せて、内部統制機能を強化するため、以下のとおり当社の組織改正を行いましたのでお知らせします。

#### 1. 委員会等設置会社への移行

##### (1) 指名委員会、監査委員会、報酬委員会の設置

委員会等設置会社への移行に伴い、当社に以下の 3 委員会を設置いたしました。

###### 「指名委員会」

株主総会に提出する取締役の選任、及び解任に関する議案の内容を決定します。

指名委員会は以下の委員により構成されます。

（委員長）林野 宏 （委員）渡邊 正太郎、細谷 英二

###### 「監査委員会」

取締役、及び執行役の職務の執行の監査を行います。また、株主総会に提出する会計監査人の選任、及び解任、並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

監査委員会は以下の委員により構成されます。

（委員長）筋内 昇 （委員）荒川 洋二、井上 輝一、石橋 雅夫

###### 「報酬委員会」

取締役、及び執行役が受ける個人別の報酬の内容を決定します。

報酬委員会は以下の委員により構成されます。

（委員長）小池 俊二 （委員）渡邊 正太郎、細谷 英二

##### (2) 監査部の新設

執行役、並びに業務執行部門に対する有効な監査体制を構築するため、監査委員会の直轄組織として「監査部」を新設するとともに、同部を監査委員会の事務局といたしました。

なお、監査委員会の設置と監査部の新設に伴い、従来の監査役会、監査役室、並びに監査会議、内部監査部門、内部監査部を廃止いたしました。

(3) 秘書室の改称

社外取締役を中心とする監督、ガバナンス体制の大幅な強化に伴う事務局機能を充実させるため、秘書室を「コーポレートガバナンス事務局」に改称するとともに、同事務局を指名委員会、報酬委員会の事務局といたしました。

2. 内部統制機能の強化

当社の経営管理部門（ミドル部署）からフロント部署に対して、適切な経営管理機能と牽制機能を発揮させることを目的として、以下のとおり、当社の内部統制機能の強化・拡充を図ることといたしました。

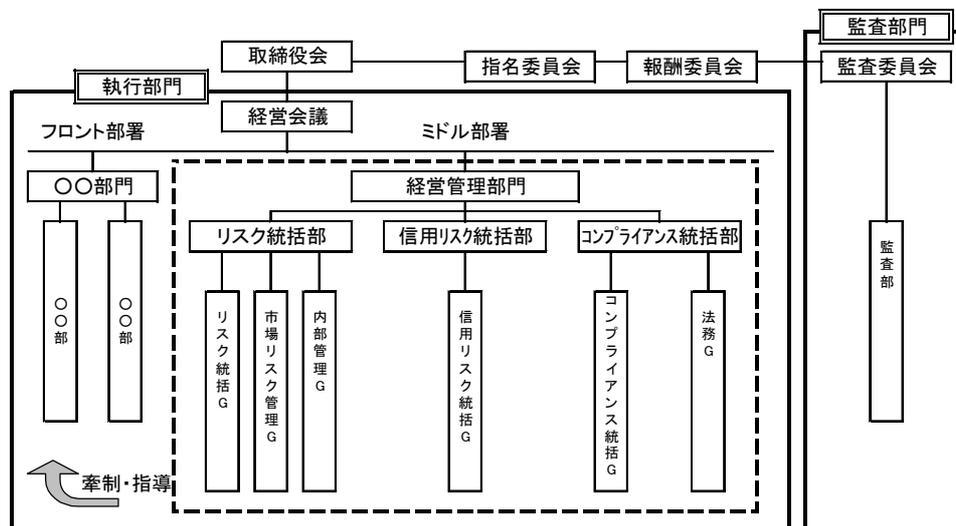
(1) リスク統括部 内部管理グループの新設

当社、及びグループの内部牽制機能の統括部署として、リスク統括部内に「内部管理グループ」を新設いたしました。

(2) 融資企画部の改称

融資企画部を「信用リスク統括部」に改称し、りそなグループ全体の信用リスク管理・統括部署としての機能を明確化いたしました。

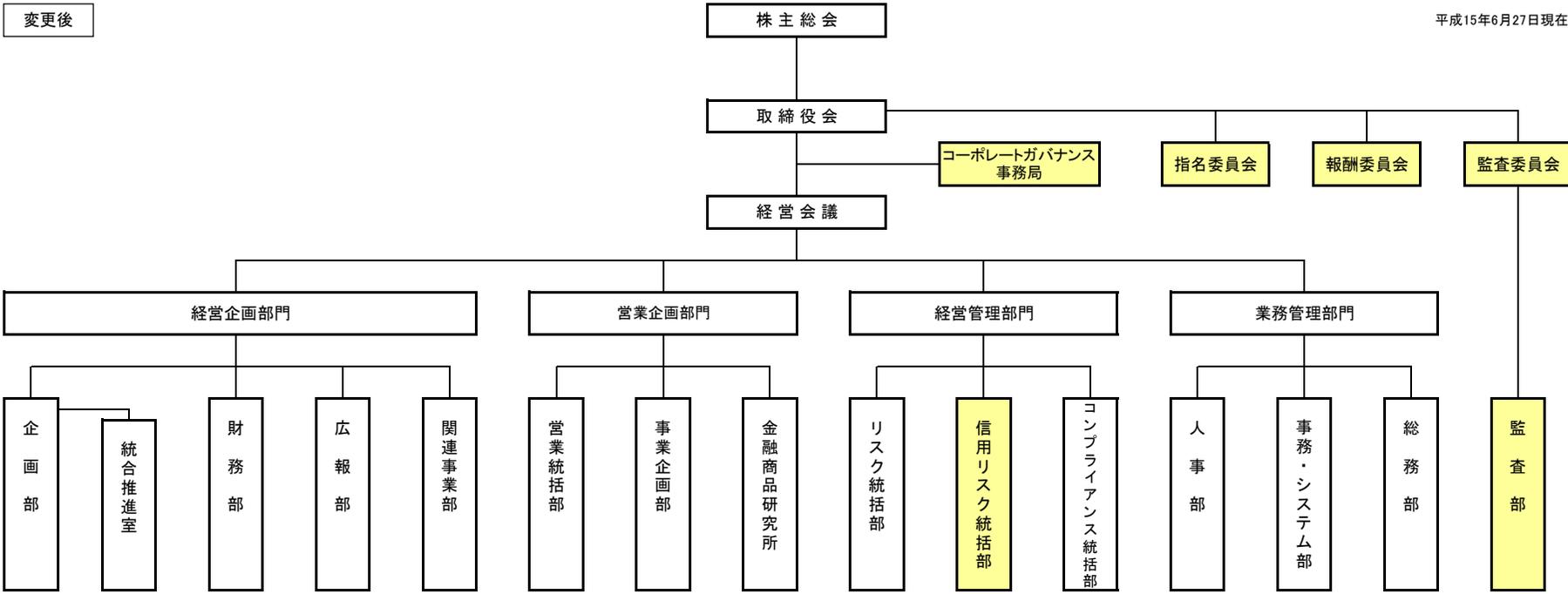
（ミドル部署による内部統制のイメージ）



以上

変更後

平成15年6月27日現在



変更前

平成15年2月3日現在

